

外来感染対策向上加算に係る当院との連携について

(1) 院内感染対策に関するカンファレンスの実施

- ◆ 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）の院内感染管理者は、「少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。」とされています。
- ◆ 当院は、感染対策向上加算1に係る届出を行っており、感染対策向上加算2・3を算定する医療機関との合同カンファレンスを年4回実施しておりますので、その合同カンファレンスに連携する診療所（クリニック）の皆様にもご参加いただきます。
- ※ 令和4年度についてはすでに1回実施済みのため、残り3回となります。

(2) 新興感染症の発生等を想定した訓練の実施

- ◆ 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）の院内感染管理者は、「感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症等の発生を想定した訓練に年1回以上参加している」とされています。
- ◆ 当院では、(1)の年4回の合同カンファレンスのうち、1回は新興感染症等の発生を想定した訓練を実施することとしておりますので、その訓練に連携する診療所（クリニック）の皆様にもご参加いただきます。

(3) 抗菌薬の適正使用に係る情報提供（助言）の実施

- ◆ 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）は、院内の抗菌薬の適正使用について、「連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受ける」とされています。
- ◆ 当院では、連携する感染対策向上加算2・3を算定する医療機関、および連携する診療所（クリニック）から随時の相談を受け付けるとともに、当院の抗菌薬適正使用支援チームから情報発信いたします。

(4) 有事の際の地域連携に係る体制の協議

- ◆ 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）は、「新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されている」とされ、その内容は、保健所や地域の医師会を含め有事の際に速や

かに連携できるよう、必要な情報やその共有方法について事前に協議し、協議した内容を記録しておくこととされています。

- ◆ 当院では、今後、この加算に係る「有事の際の地域連携に係る体制」について、保健所等とも調整のうえ、連携する診療所（クリニック）様にご案内いたします。

（５）「連携強化加算」を算定される診療所（クリニック）様への対応

- ◆ 外来感染対策向上加算を算定する診療所（クリニック）が、さらに「感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関に対し、年 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っている」場合、連携強化加算を算定できることとされています。
- ◆ 「連携強化加算」にかかる当院との連携を希望される診療所（クリニック）様は、報告内容等についてご相談ください。